

第4 計画の推進体制

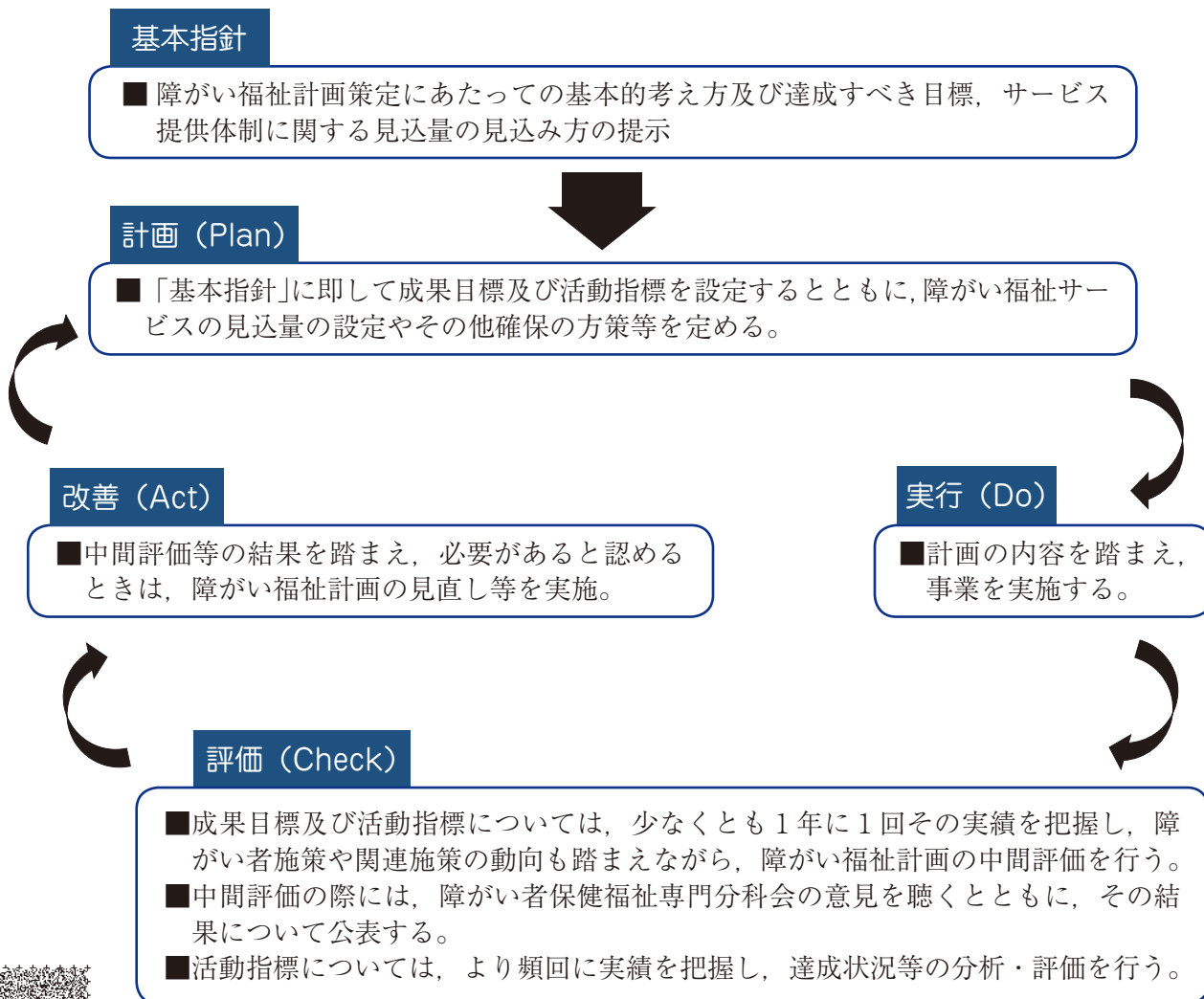
1 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

(障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



(1) 計画におけるPDCAサイクル

基本指針に即して定めた数値目標（P9「2 障がい福祉サービス等に関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（P18「3 障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量」、P26「4 地域生活支援事業に関する各事業の見込量」）を「活動指標」としています。

PDCAサイクルに沿って、事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、少なくとも年1回、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から点検・評価を受けるとともに、その結果について福岡市ホームページ等で公表します。

(2) 点検・評価結果の反映

福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

2 国・県への要望

国や県の動向に留意しながら福岡市の施策を進めていきます。また、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求める事項について検討し、必要に応じて他の政令市等とともに要望していきます。

3 障がい者等地域生活支援協議会との連携

本計画における障がい福祉サービス等による取組みを推進するに当たり、障害者総合支援法に基づき、障がい者等地域生活支援協議会からの意見を踏まえ、事業を実施していきます。

